

山梨県公報

第千五百八十二号

平成十七年

六月二十七日

月 曜 日

目 次

男女共同参画に関する県民意識・実態調査の実施	四六五
救急医療機関等の認定	四六五
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	四六五
平成十七年度クリーニング師試験の実施	四六六
国土調査の成果の認証	四六六
職業訓練指導員試験の実施	四六七
人事委員会	
職員団体の解散届出書の受理	四六九
職員団体の登録	四六九
平成十七年度山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員の変更について	四六九
平成十七年度山梨県職員等採用初級試験、資格免許職職員採用試験並びに小中学校事務職員及び小中学校栄養職員採用試験の実施	四七一
平成十七年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施	四七七
第六十五回(平成十七年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施	四八〇
身体障害者を対象とした平成十七年度山梨県職員等採用試験の実施	四八五
監査委員	
山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令	四九〇

告 示

山梨県告示第三百五十九号

男女共同参画に関する県民意識・実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十七年六月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査の目的
この調査は、県民の男女共同参画に関する意識及び生活の実態を把握することにより、男女共同参画施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

県民の男女共同参画に関する意識及び生活の実態に係る事項

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した三千人の二十歳以上の者

四 調査の期間

平成十七年七月一日から同年八月三十一日まで

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第三百六十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年六月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
市立甲府病院	甲府市増坪町三百六十六番地

二 認定期間

平成十七年五月六日から平成二十年五月五日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報

センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年六月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会
 - 2 代表者の氏名 高野孫左卫門
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内二丁目三十五番一号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、県民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、ボランティア・NPO活動の啓発、普及、支援等を行うことにより、県民ボランティア運動を推進し、ノーマライゼーションの実践による豊かな共生社会の創造と向上に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年六月十一日から同年八月十日まで

● 平成十七年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成十七年六月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験日時 平成十七年十月六日（木）午前九時三十分
- 二 試験場所 甲府市朝気一丁目二 山梨県立男女共同参画推進センター
- 三 受験資格 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者
- 四 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) クリーニング師試験を受ける資格を有することを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）

- (四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） 一枚
- 2 受験手数料 七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

3 受験願書受付期間

平成十七年八月八日（月）から同月十九日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十七年八月十九日までの消印のあるものは有効とする。

4 受験願書の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

五 試験科目

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗濯物の処理に関する知識

2 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成十七年六月二十七日

- 一 調査を行った者の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦

- 二 調査を行った時期
甲府市 平成十五年十月一日から平成十六年三月十五日まで
甲斐市 平成十五年十一月四日から平成十六年三月十八日まで
身延町 平成十五年十月一日から平成十六年三月二十二日まで
成果の名称
地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
- 四 甲府市飯田三丁目、四丁目及び五丁目の全域
甲斐市大字上菅口の一部地区
身延町大字下山の一部地区
認証年月日
平成十七年六月十六日

● 職業訓練指導員試験の実施
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成十七年六月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
1 次の職種について学科試験を行う。
機械科、電子科、和裁科及び建築科
- 2 試験の科目は、次のとおりとする。

職種	関 連 学 科 試 験 の 科 目	指 導 方 法
機械科	<ul style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素、機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC工作法、機械工作法、ジグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 	<ul style="list-style-type: none"> 一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

- 5 安全衛生（安全管理、衛生管理）
- 二 専攻学科
1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法）
2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）

- 電子科
- 一 系基礎学科
1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論）
2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法）
3 電気及び電子機器（電気機器、電子機器）
4 材料（電気材料、電子部品）
5 安全衛生（安全管理、衛生管理）
- 二 専攻学科
1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学、通信処理）
2 機器設備（端末設備、伝送交換設備、ネットワーク）
3 制御工学（制御理論、数値制御、コンピュータ制御）
4 工作法（電子機器の組立、修理及び調整法）

- 和裁科
- 一 系基礎学科
1 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）
2 縫製法（縫製法、縫製用材料）
3 安全衛生（安全管理、衛生管理）
- 二 専攻学科
1 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）
2 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）

- 建築科
- 一 系基礎学科
1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規）
2 安全衛生（安全管理、衛生管理）
- 二 専攻学科
1 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画）
2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算）
3 材料（建築用材料）

- 3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者) に対して、指導方法のみの試験を行う。
- 二 受験資格
 - 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者
 - (二) 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
 - 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - (一) 成年被後見人又は被保佐人
 - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 試験の免除
 - (一) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
 - (二) 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免除職種に関する、一級技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	
免除職種に関する、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免除職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	
免除職種に関する、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	
免除職種に関する、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科	

省令別表第十一の三に掲げる免除職種	試験の免除申請	試験の免除申請書類	試験の免除申請先
省令別表第十一の三に掲げる免除職種に関する者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	学科試験のうち関連学科
省令別表第十一の三の免除職種の欄に掲げる免除職種の欄に掲げる者	職業訓練指導員試験申請書、履歴書、身分証明書、写真一枚(ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)にはり付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類	職業訓練指導員試験申請書、履歴書、身分証明書、写真一枚(ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)にはり付けること。)	学科試験のうち関連学科
省令別表第十一の三の免除職種の欄に掲げる者	職業訓練指導員試験申請書、履歴書、身分証明書、写真一枚(ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)にはり付けること。)	職業訓練指導員試験申請書、履歴書、身分証明書、写真一枚(ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)にはり付けること。)	学科試験のうち関連学科

- 四 試験の日時及び場所
 - 1 日時 平成十七年九月二日(金)午前九時
 - 2 場所 塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校
- 五 受験手続
 - 1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真一枚(ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)にはり付けること。)
 - 2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
 - 3 申請書類の提出先

塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校(郵送により受験申請

をする場合は、必ず書留郵便とすること。)

4 申請書類の提出期間
平成十七年七月一日(金)から同月十五日(金)まで(県の休日を除く)。ただし、郵送の場合は、平成十七年七月十五日までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料
三千百円(職業訓練指導員試験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

6 受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。
受験申請を受け付けた後、その内容を審査のつえ、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合格発表

合格者については、平成十七年九月三十日(金)に山梨県立産業技術短期大学校本部講義棟玄関前に掲示するとともに本人あて通知する。

七 その他

1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙は、山梨県立産業技術短期大学校において交付する。なお、申請書用紙の請求又は受験についての問い合わせを郵便でする場合は、封筒の表に「受験申請書請求」又は「受験についての問い合わせ」と明記し、百四十円切手をはり付け、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

2 各職種において、受験申請者の数が著しく多くなったときは、受験申請締切日前であつても申請の受付を打ち切ることがある。

3 受験に対する注意事項(集合時間、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。

4 試験についての不明な点は、山梨県立産業技術短期大学校(塩山市上於曾十三百八番地(電話〇五五三 三二一 五二〇二))に問い合わせる。

人事委員会

職員団体の解散届出書の受理

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十三条第十項の規定に基づいて職員団体の解散の届け出のあつた次の団体の解散届出書を受理した。
平成十七年六月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

団体の名称	登録番号	受理年月日	主たる事務所の位置	備考
山梨県立女子短期大学教員組合	山梨県第七号	平成十七年六月十七日	山梨県甲府市飯田五丁目十一一	単一体・非管理職

職員団体の登録

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十三条第一項の規定に基づいて職員団体の登録の申請のあつた次の団体を登録した。

平成十七年六月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

団体の名称	登録番号	登録年月日	主たる事務所の位置	備考
山梨県立大学飯田キャンパス・山梨県立女子短期大学教員組合	山梨県第九号	平成十七年六月十七日	山梨県甲府市飯田五丁目十一一 山梨県立大学飯田キャンパス	単一体・非管理職

●平成十七年度山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員の変更について

平成十七年度山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員を次のとおりとする。

平成十七年六月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

○平成17年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験区分	試験職種 区分	採用予定人員	受付期間	第1次試験日	最終合格発表			
職員採用上級試験	行政	40名程度	5月16日(月) ～5月31日(火)	6月26日(日)	9月2日(金) 【予定】			
	社会福祉Ⅰ	2名程度						
	社会福祉Ⅱ	7名程度						
	獣医師	6名程度						
	薬剤師	5名程度						
	栄養士	2名程度						
	警察事務	3名程度						
	化学	3名程度						
	畜産	1名程度						
	総合土木	3名程度						
	建築	1名程度						
	電気	1名程度						
	司書	1名程度						
	研究(化学)	1名程度						
	研究(電子)	1名程度						
職業訓練(電気)	1名程度							
職員採用初級試験	行政	2名程度	8月15日(月) ～8月31日(水)	9月25日(日)	11月11日(金) 【予定】			
	警察事務	1名程度						
資格免許職職員採用試験	臨床検査技師	1名程度						
	理学療法士	2名程度						
	作業療法士	1名程度						
	歯科衛生士	1名程度						
小中学校事務職員採用試験	学校事務	6名程度						
小中学校栄養職員採用試験	学校栄養	6名程度						
民間企業等職務経験者職員採用試験	行政	3名程度				8月15日(月) ～8月31日(水)	9月18日(日)	11月25日(金) 【予定】
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度				8月1日(月) ～8月31日(水)	9月18日(日)	10月14日(金) 【予定】
警察官採用試験A・B (平成17年10月1日採用)	警察官A(男性)	24名程度				3月28日(月) ～4月27日(水)	5月22日(日)	7月29日(金) 【予定】
	警察官A(女性)	2名程度						
	警察官B(男性)	10名程度						
	警察官B(女性)	2名程度						
警察官採用試験A・B (平成18年4月1日採用)	警察官A(男性)	16名程度				7月20日(水) ～8月19日(金)	9月18日(日)	12月2日(金) 【予定】
	警察官A(女性)	2名程度						
	警察官A(男性/武道指導)	柔道 又は 剣道 2名程度						
	警察官B(男性)	10名程度						
	警察官B(女性)	2名程度						

(※)試験職種及び採用予定人員は、変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(注)試験職種により、受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

● 平成十七年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験並びに小中学校務職員及び小中学校栄養職員採用初級試験の実施
平成十七年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験並びに小中学校事務職員及び小中学校栄養職員採用試験を次のとおり実施する。
平成十七年六月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内

茂

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
初 級	行 政	2名	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	1名	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
資格免許職職員	臨床検査技師	1名	県立病院、保健所等に勤務し、臨床検査に関する専門的業務に従事する。
	理学療法士	2名	県立病院、保健所等に勤務し、理学療法に関する専門的業務に従事する。
	作業療法士	1名	県立病院、保健所等に勤務し、作業療法に関する専門的業務に従事する。
	歯科衛生士	1名	県立病院、保健所等に勤務し、歯科衛生に関する専門的業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	6名	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。
小中学校栄養職員	学校栄養	6名	県内の公立小中学校又は共同調理場に勤務し、学校給食に関する専門的業務に従事する。

2 受験資格
(1) 資格及び免許

試験区分	試験職種	資格・免許
初 級	行 政	昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
	警察事務	
資格免許職職員	臨床検査技師	昭和51年4月2日以後に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者又は平成18年において最初に実施される臨床検査技師国家試験までに当該免許取得見込みの者
	理学療法士	昭和51年4月2日以後に生まれた者で、理学療法士の免許を有する者又は平成18年において最初に実施される理学療法士国家試験までに当該免許取得見込みの者
	作業療法士	昭和51年4月2日以後に生まれた者で、作業療法士の免許を有する者又は平成18年において最初に実施される作業療法士国家試験までに当該免許取得見込みの者
	歯科衛生士	昭和51年4月2日以後に生まれた者で、歯科衛生士の免許を有する者又は平成18年において最初に実施される歯科衛生士国家試験までに当該免許取得見込みの者
小中学校事務職員	学校事務	昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
小中学校栄養職員	学校栄養	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許取得者又は平成18年3月31日までに資格若しくは当該免許取得見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

7 日本国籍を有しない者(臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、学校栄養は除く。)

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士及び学校栄養の職種うち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成17年7月8日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成17年8月15日(月)から平成17年8月31日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成17年8月31日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・ 平成17年8月15日(月)から平成17年8月24日(水)まで
- ・ 平成17年8月24日(水)は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第 1 次 試 験	平成17年9月25日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山 梨 学 院 大 学 (甲府市酒折2丁目4-5)
第 2 次 試 験	第 1 回 平成17年10月21日(金)	山 梨 県 職 員 研 修 所 (甲府市住吉2丁目1-17)
	第 2 回 平成17年10月31日(月)又は 平成17年11月1日(火)のいずれか 指定する1日	

5 試験方法

区分	試験種目	試験区分	内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験 (試験時間 120分)	初 級 小中学校事務職員	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 ・出題分野は別掲1のとおりとする。
		資格免許職職員 小中学校栄養職員	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による短期大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 ・出題分野は別掲1のとおりとする。
	専 門 試 験 (試験時間 120分)	小中学校栄養職員	試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による短期大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は40題とする。 ・出題分野は別掲のとおりとする。
第 2 次 試 験	第1回 作 文 人物試験Ⅰ 第2回 人物試験Ⅱ 身 体 検 査	全 試 験 区 分	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
			公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
			表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
			職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の身体検査書により検査を行う。
資 格 調 査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

(別掲) 教養試験・専門試験出題分野

試験種目	試験区分	出 題 分 野
教養試験	全区分共通	知識分野 — 社会科学、人文科学、自然科学 知能分野 — 文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈
専門試験	小中学校学校栄養職員	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、 栄養指導・教育

6 合格者の発表日等

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成17年9月30日(金)

イ 最終合格者発表 平成17年11月11日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、書面で通知する。ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。

また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、指定日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターに配置する。
- (3) 詳細は、「平成17年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験並びに小中学校事務職員及び小中学校栄養職員採用試験案内」による。

● 平成十七年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施
平成十七年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。
平成十七年六月二十七日

山梨県人事委員会

委員長

堀

内

茂

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	3名	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

- (1) 昭和46年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
- (2) 学校卒業後の民間企業等における職務経験を5年以上（平成17年7月末現在）有する者
 ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
 イ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。
- ※ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出させる。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
 ア 日本国籍を有しない者
 イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

- (1) 試験案内配布開始予定日
 平成17年7月8日（金）
- (2) 受付期間
 ア 持参及び郵送の場合
 ・ 平成17年8月15日（月）から平成17年8月31日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 ・ 郵送の場合は、平成17年8月31日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 イ インターネットによる申込の場合
 ・ 平成17年8月15日（月）から平成17年8月24日（水）まで
 ・ 平成17年8月24日（水）は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成17年9月18日(日) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折2丁目4-5)
第2次試験	第1回	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
	第2回	

5 試験方法

区分	試験種目	内容	
第1次試験	教養試験 (試験時間120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数は40題とする。 ・ 出題分野は、次のとおりとする。 社会、人文、自然、判断推理、数的処理、文章理解、資料解釈	
	論文試験 (試験時間90分)	民間企業等での職務経験、職務を通じて培った知識・能力に関して、記述式による試験を行う。	
第2次試験	第1回	人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
		人物試験Ⅱ	社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。
	第2回	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。
		身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体査書」により検査を行う。
	資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成17年10月14日(金)
イ 最終合格者発表 平成17年11月25日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに書面で通知する。
ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。
また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文及び人物試験Ⅱ集団討論の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等ができる。
(2) 詳細は、「平成17年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

第六十五回（平成十七年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について
第六十五回（平成十七年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施
する。

平成十七年六月二十七日

山梨県人事委員会

委員長

堀内

茂

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官A(男性)		16名	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
警察官A (男性/武道指導)	柔道又は 剣道	2名	
警察官A(女性)		2名	
警察官B(男性)		10名	
警察官B(女性)		2名	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢及び性別

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴
警察官A(男性)		昭和50年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成18年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者
警察官A (男性/武道指導)	柔道又は 剣道	昭和50年4月2日以後に生まれた男性	
警察官A(女性)		昭和50年4月2日以後に生まれた女性	
警察官B(男性)		昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性	次の者を除く。〔学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成18年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会等がこれと同等の資格があると認める者〕
警察官B(女性)		昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性	

イ 平成18年4月1日から勤務が可能な者

ウ 警察官A(男性/武道指導)を受験する者については、上記ア・イの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

- イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始予定日 平成17年7月8日（金）

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持 参	山梨県内各警察署	平成17年7月20日（水）から平成17年8月19日（金）まで（土曜日、日曜日を含む。）	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成17年7月20日（水）から平成17年8月19日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）	
郵 送	山梨県警察本部警務課	平成17年7月20日（水）から平成17年8月19日（金）まで	平成17年8月19日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		平成17年7月20日（水）から平成17年8月12日（金）まで	平成17年8月12日（金）の午後5時までに受信したものに限り。〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成17年9月18日（日） （受付時間）午前8時40分から午前9時まで （受付場所）50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折2丁目4-5）
第2次試験	平成17年10月8日（土） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで	山梨県立大学池田キャンパス 〔山梨県立看護大学〕 （甲府市池田1丁目6-1）
第3次試験	平成17年11月7日（月）、8日（火）のうち指定する1日	山梨県職員研修所 （甲府市住吉2丁目1-17） 社会保険山梨病院 （甲府市朝日3丁目8-31）

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについて、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。 【試験科目】 ・社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、資料解釈
	実技試験 【警察官A（男性/武道指導）のみ実施】	柔道又は剣道について武道指導に必要な技能を有するかを実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能
	身体検査 【警察官A（男性/武道指導）のみ実施】	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。
第2次試験	身体検査 【警察官A（男性/武道指導）は除く。】	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。
	体力試験 【警察官A（男性/武道指導）は除く。】	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび ・（財）日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸
第3次試験	第1次試験日に実施【警察官A（男性/武道指導）の論文試験は、第2次試験日（10月8日）に実施】	
	論文試験 （警察官A） 【試験時間90分】	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
	作文試験 （警察官B） 【試験時間60分】	構成力、表現力等について文章による試験を行う。
	第2次試験日に実施【全職種共通】	
	人物試験Ⅰ	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて適性検査を行う。
	人物試験Ⅱ	社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。
身体検査	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。	
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

- (1) 身体検査の項目等は、別掲1のとおりとする。
- (2) 第2次試験に実施する体力試験の項目等は、別掲3のとおりとする。
- (3) 論文試験及び作文試験は第1次試験日〔警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日〕に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者〔警察官A（男性/武道指導）においては、第1次試験合格者〕のみ採点することとする。
なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (4) 論文試験及び作文試験の問題は、試験日まで山梨県警察本部において決定する。
- (5) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者〔警察官A（男性/武道指導）においては、第1次試験合格者〕のみ判定することとする。
- (6) 警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験を免除する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成17年9月26日(月)

第2次試験合格者発表 平成17年10月14日(金)
〔警察官A(男性/武道指導)は除く。〕

最終合格者発表 平成17年12月2日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに書面で通知する。

ただし、第3次試験受験者については、合否にかかわらず全員に書面で通知する。

また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文・作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧等ができる。

(3) 詳細は、「平成17年度〔平成18年4月採用〕警察官A(男性)、(男性/武道指導)及び(女性)採用試験案内、警察官B(男性)及び(女性)採用試験案内」による。

身体障害者を対象とした平成十七年度山梨県職員採用選考試験の実施
身体障害者を対象とした平成十七年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す
る。

平成十七年六月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 堀内

茂

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- イ 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
- ウ 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）
- エ 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成17年7月8日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- 平成17年8月1日(月)から平成17年8月31日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)。
- 郵送の場合は、平成17年8月31日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- 平成17年8月1日(月)から平成17年8月24日(水)まで
- 平成17年8月24日(水)は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

4 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
第1次試験	平成17年9月18日(日) 午前9時~正午 (受付 午前8時40分~午前9時)	山梨県立男女共同参画推進センター 「ぴゅあ総合」 (甲府市朝気1丁目2-2)
第2次試験	平成17年10月5日(水) 午前9時20分~午後4時 (受付 午前9時~午前9時20分)	あけぼの医療福祉センター (韮崎市旭町上条南割3313-1)

5 試験方法

区 分		内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分)	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】</p> <p>社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈</p>
第2次試験	作文 (試験時間60分)	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて医師による検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

6 合格者の発表日等

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成17年9月26日(月)
- イ 最終合格者発表 平成17年10月14日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、書面で通知する。ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

- ・ 教養試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧等ができる。
- ・ 詳細は、「平成17年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」による。

監査委員

山梨県監査委員訓令第二号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年六月二十七日

山梨県監査委員	長	沼	公	彦
同	早	川	正	秋
同	横	内	公	明
同	皆	川		巖

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第七条第二号及び第三号中「、総括次長補佐及び次長補佐」を「及び総括次長補佐」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第六号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一号及び第二号中「、総括次長補佐及び次長補佐」を「及び総括次長補佐」に改め、同条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。

附則

この訓令は、平成十七年七月一日から施行する。